

会社法で定める会社とは どのようなもの？

POINT

- 会社は営利を目的とする人の集まり（法人）である
- 法人は、取引を行い、個人から独立の財産が認められた存在



営利活動を行う法人としての会社

新しく事業を始める（起業する）には、1人で行う場合と複数人で行う場合があります。1人で事業を始める場合は、その人が取引の当事者となり、取引相手と契約の合意（契約書への記名押印など）をすれば事足ります。しかし、複数人で始める場合、全員が取引の当事者となり、全員がいちいち取引相手と契約合意をしなければならないとなると、とても不便です。また個々人の財産がすべて事業に使われるとな

れば、安心して事業を行うことができません。そこで、人の集まりである団体が、個人と同様に自らの名前で取引の当事者となり、個々の構成員と別に財産を認める制度が認められており、それを法人といいます。

法人には、人の集まりである団体に権利能力（法人格）を与えた社団法人と、財産の集合に権利能力を与えた財団法人があります。会社は、営利を目的とする社団法人です。

会社と企業の違い

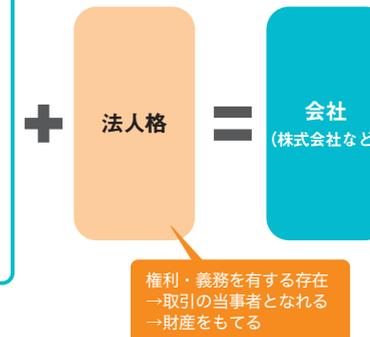
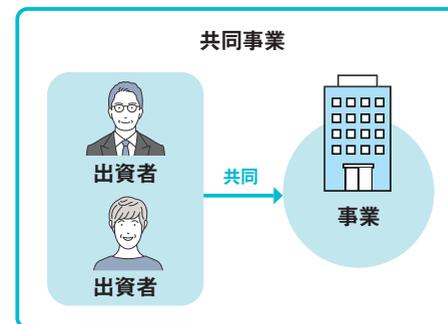
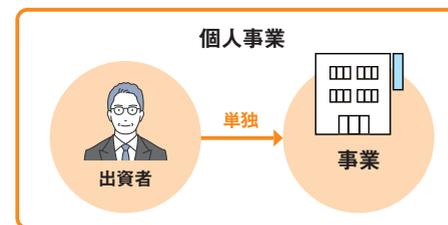
会社とは、利益を目的とする人の集まり（団体）であり、取引の当事者となることができる存在（法人）です。会社は事業活動によって利益を上げ、それを団体の構成員に分配します。これを「営利」といいます。

株式会社は多くの株主がいることが予定されていますが、このような人の集まりを社団といいます。会社は、個人と独立して権利・義務の主体となる

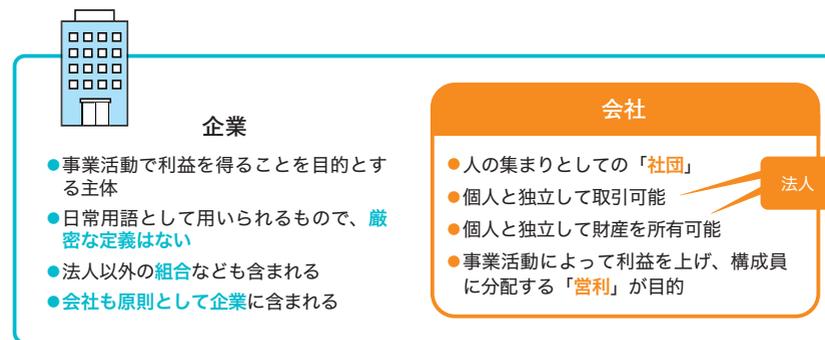
ことができる社団法人です。

「企業」という言葉は日常用語として用いられるもので、厳密な定義があるわけではありません。「事業活動で利益を得ることを目的とする主体」といわれることがありますが、法人以外の組合なども含まれます。事業への出資者が1人の場合には個人企業、複数の場合には共同企業といいます。会社も原則として企業に含まれます。

個人と複数人による事業の違い



会社と企業の違い



会社以外の法人の例

- 相続財産法人 (民法 951)
- 一般社団 (財団) 法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)
- 特定非営利活動法人 (特定非営利活動促進法)
- 宗教法人 (宗教法人法)
- 医療法人 (医療法)
- 学校法人 (私立学校法)
- 地方公共団体 (地方自治法) など

コーポレートガバナンス (企業統治)

POINT

- コーポレートガバナンスとは、経営者の行動を規律する枠組み
- 上場会社では、会社法以外の規律（ソフトロー）も重要



会社法で求めるコーポレートガバナンス（企業統治）

コーポレートガバナンスとは、広くは経営者の行動（企業活動）を規律する枠組みや、会社の運営・管理のあり方のことをいいます。求められるのは主に上場会社で、その目指すところは次の2つです。①法令を遵守した経営を行うこと（違法行為の抑止・コンプライアンスの確保）、②効率的な経営や生産性・収益性の維持・向上により持続的に成長できるようにすること。

会社法では、株式会社の機関設計で、

株主、（社外）取締役、監査役、会計監査人などによる経営者の監視体制を整えることなどで、コーポレートガバナンスの確保を目指しています。同時に、計算書類や事業報告、株主総会参考書類などの開示、株主総会での説明義務などを通じ、そのために経営者が適切な方策を講じることを求めています。

特に上場会社では、法令（ハードロー）だけでなく、それ以外の規律（ソフトロー）も重視されています。

会社法以外のコーポレートガバナンスのための規律

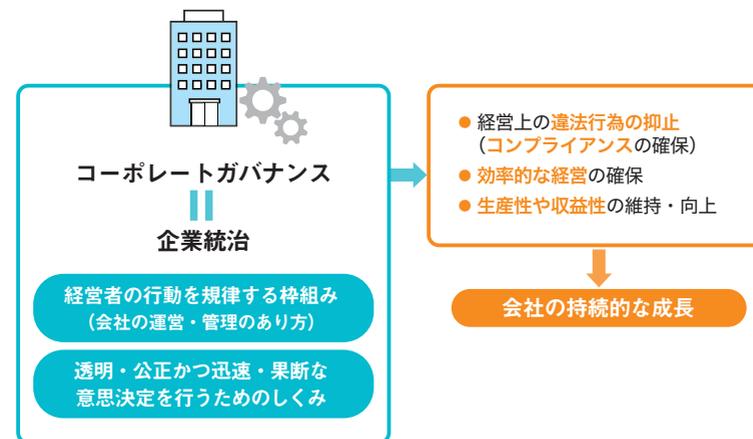
ソフトローの1つとして、コーポレートガバナンス・コードがあります。これは、東京証券取引所が有価証券上場規程に添付する形で策定し、2015年6月から施行されているものです。このコードは、基本原則、原則、補充原則から構成されます。

このコードに従うことは強制されず、各社が自らの個別事情と照合し、ある

原則の実施が適切でないと考える場合には、それを実施しない理由を説明することで不遵守が認められます。このように、原則を実施するか、不実施には理由説明を求める規律をコンプライ・オア・エクスプレイン・ルールといいます。これにより、規制の柔軟性を確保しつつ、合理性の判断を市場の評価に委ねています。

Keyword コーポレートガバナンス 金融庁では「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うためのしくみ」とされている。

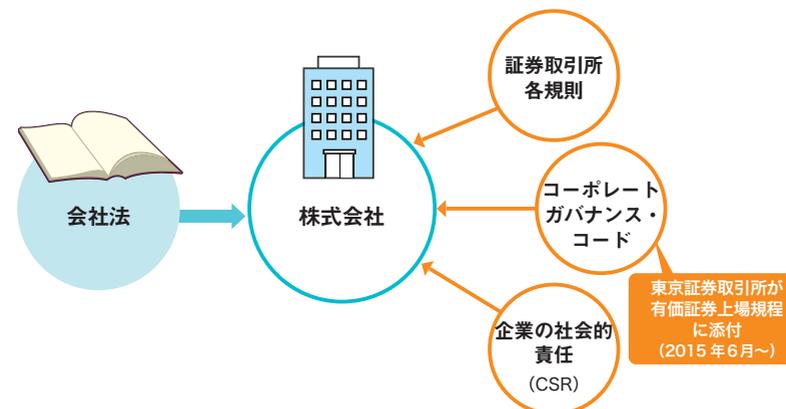
コーポレートガバナンス（企業統治）の目的



会社が影響を受けるハードローとソフトローの例

ハードローによる規制

ソフトローによる規制



+ ONE | 不祥事防止のためのコーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスは、1970年頃の米国における上場会社の大規模な会計不正の発生を契機として論じられるようになった概念です。日本でも1990年代頃から、上場会社の経営者のあり方、具体的には会社を支配している経営者（常勤で会社の業務執行に従事する者）に対する規制のあり方をめぐって議論されるようになりました。

取締役の役割と種類

POINT

- 取締役の役割は、取締役会設置会社と非設置会社で異なる
- 取締役には、業務執行取締役、特別取締役、社外取締役がある



取締役会設置会社と非設置会社の取締役の役割

取締役会非設置会社の取締役は原則、株式会社の業務を執行し、会社を代表します。取締役が2人以上いるときは、定款に定めがある場合を除き、株式会社の業務は取締役の過半数をもって決定します。また取締役は各自、会社を代表しますが、定款の定めに基づく取締役の互選などにより、代表取締役を定めることができます。

取締役会設置会社では、取締役は取締役会の構成員にすぎません。3人以上の取締役で構成される取締役会が、その決議により株式会社の業務執行を決定します。さらに取締役は、その決定を執行する代表取締役またはそれ以外の業務執行取締役を選定し、権限を委任して、その者の職務の執行を監督します。

会社法における取締役の種類

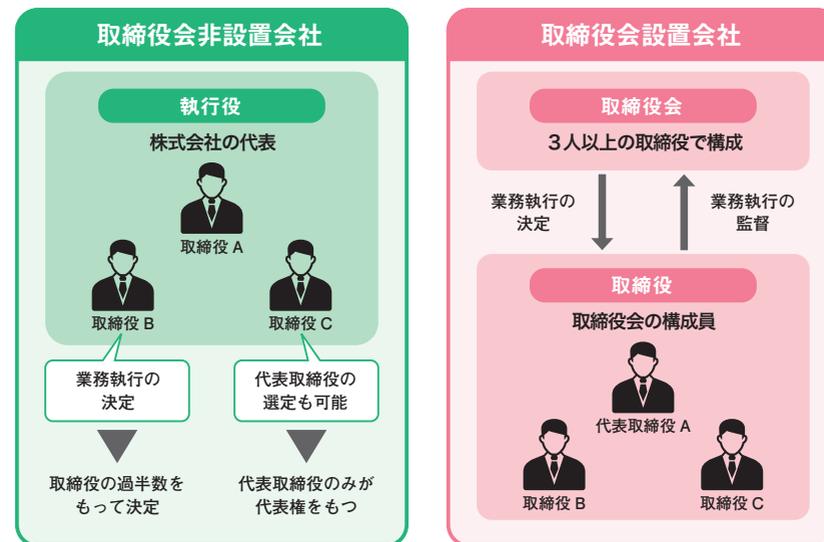
代表取締役のほかに、業務執行取締役、特別取締役、社外取締役がいます。業務執行取締役とは、①代表取締役、②取締役会の決議により一定の業務執行の決定・運営を委任された代表取締役以外の取締役、③代表取締役から一部の運営を委任され株式会社の業務執行をするその他の取締役をいいます。②は、定款に従い、取締役会の決議で選定された専務取締役や常務取締役などが該当します。

特別取締役とは、指名委員会等設置会社を除く取締役会設置会社で、取締

役の数が6人以上かつ社外取締役がいる場合に、重要財産の処分及び譲受け、または多額の借財を決定する、取締役会への参加権限をもつ取締役をいいます。何が重要財産の処分などに該当するかは不明確であり、これらを決定するための取締役会を開催せずに、迅速な意思決定を可能とするためのものですが、実務ではあまり利用されていません。

社外取締役は、業務執行取締役などではない取締役で、一定の独立性（要件は図表）をもつ者です。

取締役の主な役割



取締役の種類



① 代表取締役

② 取締役会で選定された専務取締役、常務取締役など

③ 代表取締役から一部の業務を委任された取締役

社外取締役になれない者（資格要件）

	社外取締役になろうとする者の地位
① 当該株式会社 ② 子会社	業務執行取締役など（業務執行取締役、執行役、使用人）かつ過去10年以内に業務執行取締役などであった者 + 横滑り規制 2 ④ロ
③ 親会社など	親会社など※自身、取締役、執行役、使用人
④ 親会社の子会社など	業務執行取締役など
⑤ 取締役、重要な使用人、親会社など※	近親者（配偶者+2親等内の親族）

※親会社などが自然人の場合

株主総会の議事の運営

POINT

- 株主総会は原則、物理的な開催場所で行われる必要がある
- 株主総会の議長は、秩序維持と議事整理の権利を有している



物理的な会場への出席とともにオンラインも可能

株主総会の議事の運営について見ていきましょう。まずは開催場所です。株主総会の多くは、株式会社の会議室などで開催されます。会社法では、株主総会の招集の際に開催場所を決める必要があり、物理的に存在する一定の場所（会場）での開催が求められます。

株主には、株主総会に出席する権利があり、正当な理由なく出席を拒むと、法令違反で決議取消しの事由となります。

ただし、感染症などによる出席制限などは正当な理由になります。

株主総会を物理的な会場で開催しつつ、オンラインで出席できるようにすることも可能です。なお上場会社には、会社法と別の産業競争力強化法で「場所の定めのない株主総会」に関する制度が定められており、オンラインのみでの株主総会（バーチャルオンリー型総会）の開催も認められています。

株主総会における議事の進行

次に議事の進行についてです。議事の運営は議長が務めます。議長には、株主総会の秩序を維持し、議事を整理する役割があり、その命令に従わない者や秩序を乱す者を退場させることができます。

誰が議長になるかは会社法に定めがありません。多くの場合、代表取締役が議長になることを定款に定めています。定款に定めがなければ、株主総会の決議で議長を決めることになります。

議事は主に、当該事業年度の事業報告のあと、株主総会の目的である事項（議題）に移ります。まず議案提案者による趣旨説明が行われ、質疑応答や意見交換といった審議を経たうえで、決議事項の決議がなされます。

株主総会場で株主から議案が提出されることもあります（議案提案権）。総会場で株主の提案を「動議」といい、手続に関する動議と、議案に関する修正動議があります。

Keyword 修正動議 株式会社から提案された議題について、その提案を修正する議案を提出すること。

株主総会の開催場所と開催形態



株主総会の開催場所の基本

- 基本的にどこでも開催できる → 株式会社の会議室など
- 定款に定めがある場合は、定款に定められた場所
- インターネットなどの通信手段を用いたバーチャル株主総会も可能

株主総会の主な形態

リアル株主総会

- 物理的な場所 298 1① で開催
- 決定・通知された開催場所に訪問
- 質問・動議の提案、議決権の行使が可能



ハイブリッド型 バーチャル株主総会

ハイブリッド参加型

リアルの開催に加え、開催場所に訪問しない株主が、総会へ出席せず、インターネットで審議などを確認・傍聴。質問や書面・電子投票以外の議決権行使はできない

ハイブリッド出席型

リアルの開催に加え、開催場所に訪問しない株主が、総会へ出席し、インターネットで審議などを確認・傍聴。質問や動議の提案、議決権の行使も可能

バーチャルオンリー型 株主総会

- 物理的な場所を伴わず、オンラインのみで開催
- 上場会社のみ一定要件のもとで認められる
- 質問・動議の提案、議決権の行使が可能



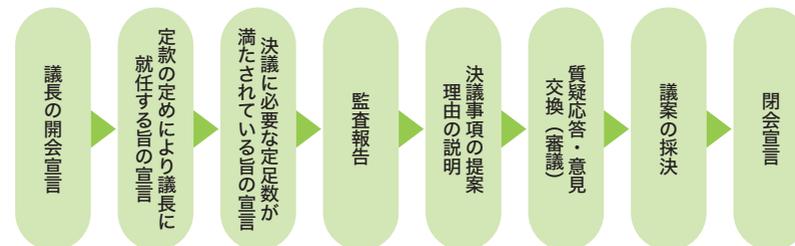
株主総会の議事の運営

議長の役割

定款の定めまたは株主総会が選任

- 秩序維持権：命令に従わない者、秩序を乱す者に退場を命ずることができる 315 Ⅱ
- 議事整理権：株主総会の議事を整理する 315 Ⅰ

進行の例



取締役が負うべき 善管注意義務・忠実義務

POINT

- 取締役は職務の執行について、善管注意義務と忠実義務を負う
- 取締役には、株主の利益を最大化する義務がある



取締役の職務の執行に求められる義務の種類

取締役には法律により、果たすべき義務が定められています。まず取締役と株式会社との間には民法の委任契約[4-03参照]の規定があり、取締役は職務を遂行するに際し、善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を負います。注意の程度は、その地位・状況にある者に通常期待される程度とされ、専門的な能力を評価されて選任された者に期待される水準は高くなります。

さらに取締役は、法令及び定款、並びに株主総会の決議を遵守して職務を行う義務、株式会社のためその職務を行わなければならない義務（忠実義務）を負います。忠実義務は、善管注意義務をより明確化したものといえます。内容としては、取締役は一般に、会社の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ってはならない義務を負うと解されています。

株主の利益を最大化するための忠実義務

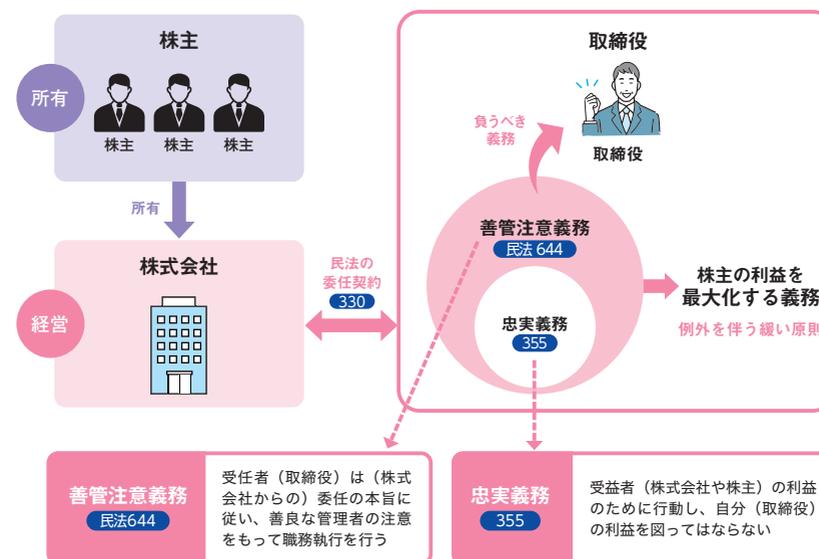
忠実義務の「会社の利益」とは、株主の経済的利益のことです。つまり、株主の利益をなるべく大きくするよう善管注意義務をもって職務を行うということです（株主の利益を最大化する義務）。この利益には短期的なものだけでなく、長期的に得られると期待されるものも含まれます。

株主利益最大化の原則は、いかなる場面でも貫徹すべきものではなく、合理的な範囲の制限・修正が認められます。たとえば、株主の利益より法令遵

守義務が優先されます。また、債権者の犠牲のもと、過度にリスクのある投資をすることは、株主の利益を最大化するものでも、社会全体の利益を減少させるため禁じられると考えられています。

寄付などの慈善活動や、社会・環境に配慮した経営（企業の社会的責任やCSR経営）など、株式会社が社会的に期待される行為を行うことは、株主の利益の最大化につながらなくても許容されます。

取締役が負う主な義務の種類



株主の利益を最大化する義務の主な例外

- 1 法令遵守義務が最優先。株主の利益より優先させる
- 2 債務超過、またはそれに近い状態での投機的経営は禁止
- 3 株式会社が相当な範囲で社会的に期待される行為を行うことは許容

債権者の損害を拡大する偶然性（確実性の度合い）が高い

取締役などの任務懈怠（善管注意義務・忠実義務の違反）となりやすい

債権者に対する責任を生じさせる

・社会の期待・要請に応えるもの
・会社の規模、経営の実績、相手方を考慮して応分である限り

企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility)

株式会社の寄付

+ ONE | 取締役以外で善管注意義務を負う者

監査役、会計参与、会計監査人も、取締役と同様、その職務の遂行について善管注意義務を負います 644。善管注意義務の内容は基本的に取締役と同じですが、忠実義務は負いません。監査役と会計参与は業務執行を行わないので、取締役が負う競業禁止義務[4-10参照]、利益相反取引規制[4-11参照]はありません。

株主が責任を追及する 株主代表訴訟

POINT

- 株式会社が役員等の責任を追及しないときは株主が追及できる
- 株主代表訴訟で勝訴すると、損害賠償金は株式会社に支払われる



株主からの役員等への責任追及の方法

会社法では個々の株主に、役員等の責任を追及する訴えを起こすこと（株主代表訴訟）を認めています。株主が役員等の責任を追及する訴えを起こす場合、本来、訴訟で原告となるのは、取締役や執行役に対しては監査役、それ以外の役員等に対しては代表取締役などの株式会社の代表機関です。しかし、役員の間意識などにより責任が適切に追及されない可能性があります。そ

こで、株主代表訴訟が重要になります。

提起できるのは、①役員等や発起人、清算人等の責任（任務懈怠責任、利益供与の責任、剰余金の配当に関する責任など）を追及する訴え、②株式の引受人、新株予約権者に支払いや給付を求める訴え、③利益供与を受けた者から利益返還を求める訴えです。これらは、責任追及等の訴えと総称されます。

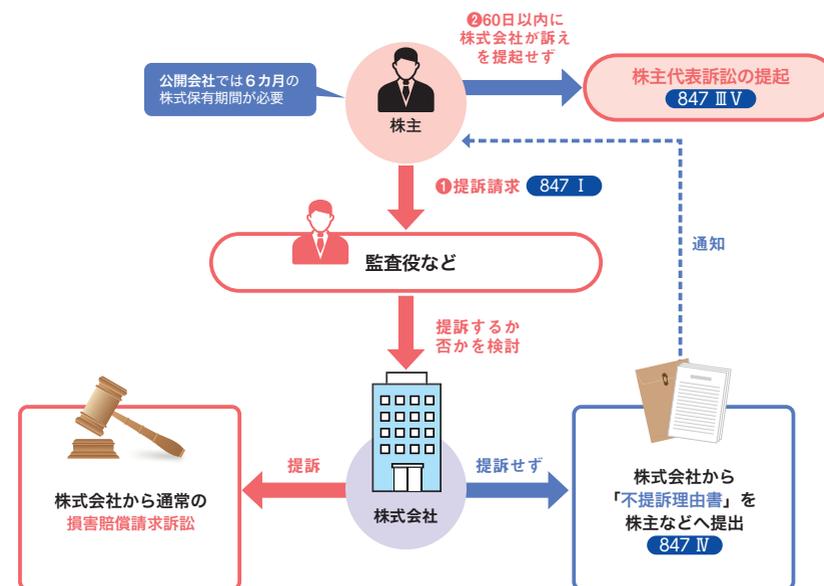
株主代表訴訟を起こすための手続

株主（公開会社では6カ月前〈定款で短縮可能〉から株式を有する者のみ）は株式会社に対し、書面などで責任追及等の訴えを起こすことを請求（提訴請求）できます。提訴請求は、権利の主体である株式会社に対し、訴訟を起こすか否かの判断機会を与えるためのものです。提訴請求の日から60日以内に株式会社が責任追及などの訴えを起こさない場合、その株主は株式会社のために責任追及などの訴えを起こすことができます。

株式会社は、60日以内に訴えを起こさない場合、請求主体の株主、または請求対象の被告候補者からの請求により、その訴えを起こさない理由を書面などで遅滞なく通知しなければなりません。

株主代表訴訟の判決は、株式会社に効力が及びます。勝訴の場合、損害賠償金は株式会社に支払われます。敗訴の場合も、株主は（悪意があったときを除き）株式会社に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負いません。

株主代表訴訟の提起の流れ



株主代表訴訟の概要

提訴する裁判所	株式会社の本店所在地を管轄する地方裁判所 848
提訴手数料	財産上の請求でない請求にかかる訴え 847の4 I として一律 13000 円
担保	代表訴訟の被告が、訴えの提起が原告株主の悪意によるものであることを疎明したとき、裁判所は原告株主に対して担保提供を命令できる ある程度確かとなった 被告1人につき 300～1000万円程度が多い
判決の効力	<ul style="list-style-type: none"> ● 勝訴・敗訴を問わず株式会社に効力が及び 民法115 I ② ● 株主が勝訴した場合、株主は支出した必要費用と弁護士報酬のうち相当額の支払いを株式会社に請求できる 852 I ● 敗訴した株主は、悪意があった場合のみ、株式会社に対して損害賠償責任を負う 852 II

株主の権利行使に関する 利益供与の禁止

POINT

- 株式会社は、何人も株主の権利に関して利益を供与してはならない
- 利益供与の禁止に違反した取締役には刑事罰も課される



総会屋などに対する利益供与の禁止

上場会社の株式を取得してその会社に金銭などの利益を要求し、その要求が受け入れられなければ株主総会で威圧的な発言などをして妨害する者を総会屋といいます。会社法では総会屋の根絶を目的として、利益供与の禁止を定めています。

利益供与の禁止の対象は総会屋だけに限りません。会社法において、株式会社は何人（株主に限らず）に対して

も、株主の権利の行使に関し、その会社やその子会社の計算において財産上の利益を供与してはなりません。たとえば、株主が議決権を行使する対価として株式会社が株主に金銭などを与える行為は禁止されています。株主の権利の行使を経営陣に都合よく操作する目的で会社財産が浪費されることを防止し、会社経営の公正性・健全性を確保することが趣旨の規定です。

利益供与禁止の要件と違反の影響

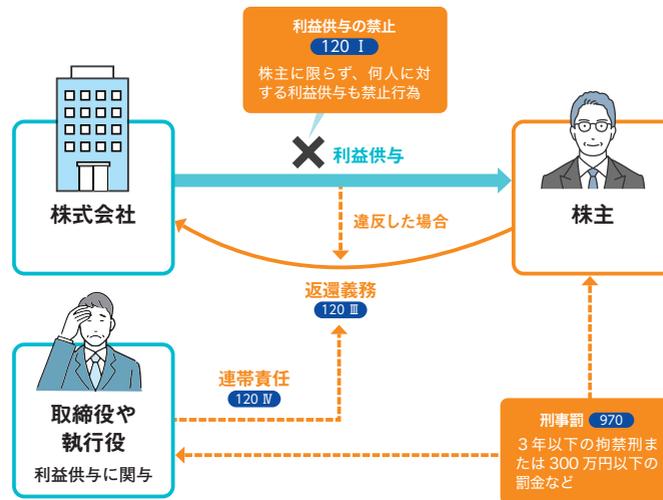
株式会社が特定の株主に対し、無償または著しく少ない対価で利益供与をしたときも、株主の権利の行使に関して利益供与をしたと推定されます。

なお、株主総会に出席した株主にお土産を渡すことは、形式的には株主の権利（株主総会への出席権）の行使に関する利益供与といえますが、お土産が社会通念上相当な額にとどまる限り社会的儀礼の範囲であり、利益供与の禁止に該当しないと解釈されます。

利益供与の禁止に違反して供与を受

けた者は、その利益を会社や子会社に返還しなければなりません。また、利益供与に関与した取締役や執行役は株式会社に対し、連帯して供与した利益額を支払う義務を負います。ただし、職務執行に注意を怠らなかったことを証明した場合は責任を負いません。利益供与をした者及び事情を知ってその利益の供与を受けた者には3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金などの刑事罰が科されます。

利益供与の禁止に違反した場合の責任



会社法が定める総会屋対策

一般的な対策

利益供与の禁止

株式会社は何人に対しても、株主の権利の行使に関し、当該会社やその子会社の計算において財産上の利益を供与してはならない

株主総会に関する対策

議長による秩序維持

議長は総会の秩序を維持し、議事を整理すべきこと、及びその命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる
315 325

株主への担保提供命令

総会決議の内容または手続が違法な場合、総会決議取消訴訟などで悪意のある原告株主に相当の担保を立てることを命令できる
836 I III

いやがらせ目的の訴え

+ ONE 違法な利益供与の推定

株式会社が特定の株主に対し、自己（またはその子会社）の計算で財産上の利益を無償（または有償）で供与した場合、自己（またはその子会社）の受けた利益が供与した利益に比べて著しく少ない場合（株式会社が総会屋の出版物を不当に高価な値段で購入した場合など）には、株主の権利の行使に関して利益供与したものと推定されます 120 II。

財務状況の把握に必要な 株式会社の決算

POINT

- 決算は、株式会社の計算書類の確定に関する一連の行為
- 計算書類とその附属明細書は、10年間の保存義務がある



株式会社に求められる決算

株式会社は、各事業年度の終わりにその事業年度の決算を行うことが会社法で求められています。事業年度は各会社が1年以内の期間で定めます。

決算とは広く、一定期間における収支や損益などの実績を明らかにし、予算と対比することをいいます。株式会社の場合、計算書類（①貸借対照表、②

損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表）及びそれらの附属明細書を作成し、その監査を受け、それを定時株主総会で報告して株主の承認を受け、さらに公告などをするといった一連の行為を指します。

計算書類については次節以降で解説し、以下では決算の手続を示します。

決算の手続の概要

決算では、株式会社は計算書類とその附属明細書、事業報告とその附属明細書 [7-07 参照] を作成します。計算書類とその附属明細書は10年間の保存が必要で、これらの書類は、監査役や監査役会などの監査を受けなければなりません。監査結果については監査報告が作成されます。

会計監査人設置会社では、計算書類の会計監査が行われます。会計監査とは、計算書類など会計に関する書類を監査することです。

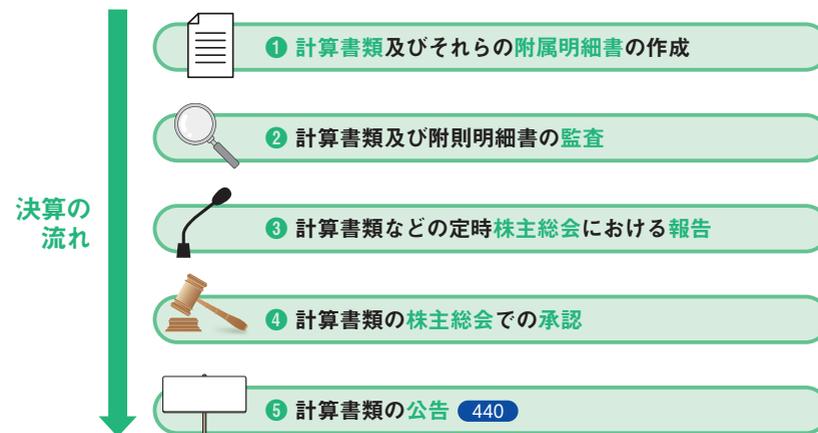
取締役会設置会社では、計算書類、事業報告、各附属明細書について取締役

会の承認を受けなければなりません。

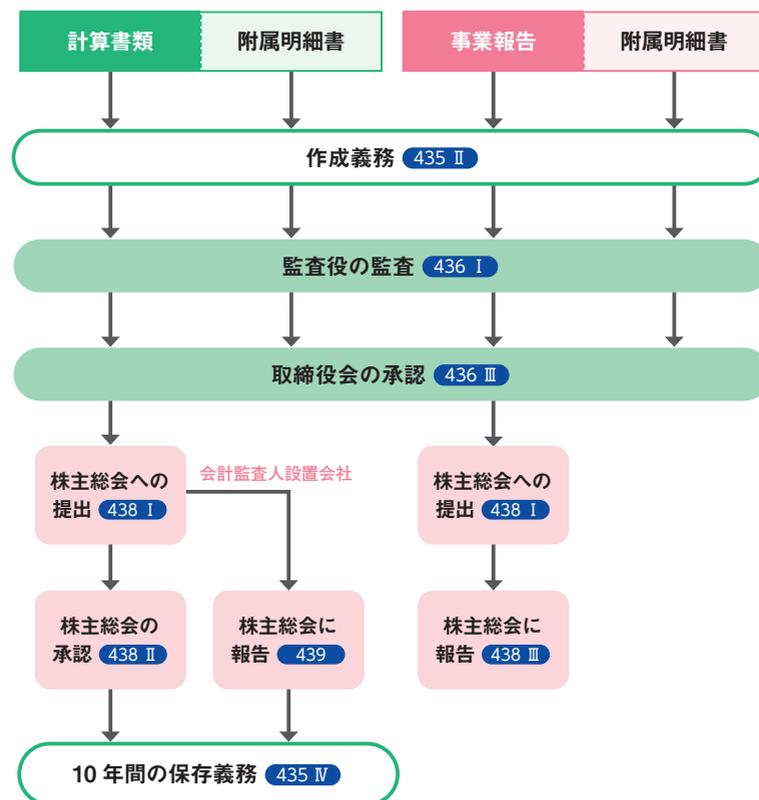
計算書類と事業報告は株主へ提供されます。そして計算書類は、定時株主総会の承認を受ける必要があります。この承認により、計算書類の内容が確定し、それが株主への配当（分配可能額算定）[7-09 参照] の基礎になります。事業報告の内容は、定時株主総会で報告されます（承認は不要）。

株式会社は定時株主総会の終結後、遅滞なく貸借対照表を公告しなければなりません（決算公告）。株主や債権者は、営業時間内はいつでも計算書類の閲覧などを請求できます。

決算に必要な主な行為



一般的な株式会社の決算（計算書類などの承認）手続の流れ



買収、結合、再編を行う M&A

POINT

- M&Aは、買収、結合、再編を含む実務上の用語
- M&Aは、株式の取得と事業の取得の大きく2種類がある



事業を拡大・縮小するための買収、結合、再編

組織再編が利用される場面として **M&A** があります。M&Aとは、**合併**や**買収**で対象会社の事業や会社そのものを支配することをいいます。

合併については会社法に具体的な制度が定められています [8-05 参照]。これに対し、他社などの事業の全部または一部を取得して事業を拡大する行為を買収といいます。規模や資金力などが同程度の会社が合併などの法的な手

続で事業を拡大する行為が**結合**です。さらに、会社が不採算の事業を譲渡したり、同じ企業グループ内で事業分野を整理したりして事業の構成を変更することを**再編**といいます。

これらの用語は、会社法のものではなく、日常的・経済的な用語です。一般的にM&Aは、**買収、結合、再編**を含むものとして捉えられており、以降ではまとめてM&Aと呼びます。

M&Aの手法

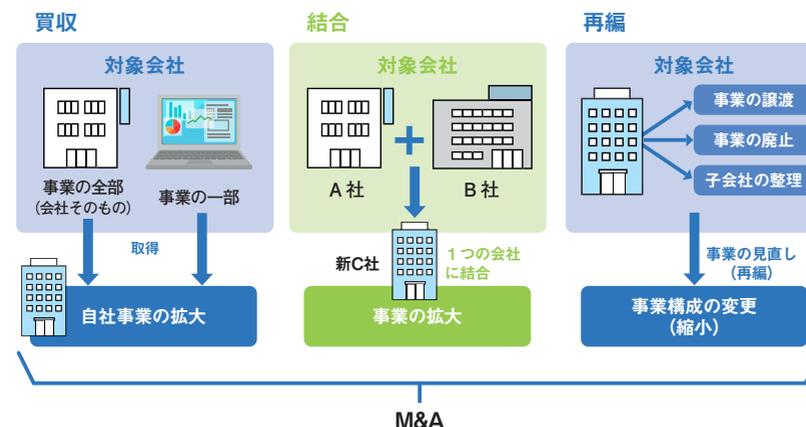
M&Aの手法は大きく分けて、I 事業を運営する会社の**株式**を取得する方法と、II 対象会社の**事業の全部**または一部を取得する方法があります。

I は、**通常の株式取得**と、**合併**などの会社法上の**組織再編の経済行為**による**株式取得**があります。前者は、第三者からの譲渡による**株式取得**（特定の株主からの取得、市場内買付け、公開買付け [8-03 参照] の3つ）と、第三者

割当て [7-16 参照] による対象会社からの**株式取得**（新株発行と自己株式処分）の2つがあります。後者には、**株式交換** [8-09 参照]、**株式移転** [8-10 参照]、**株式交付** [8-11 参照] の3つがあります。

II には、**通常の事業譲渡** [8-04 参照] という方法と、会社法の**組織再編**の経済行為のうち、**合併** [8-05 参照] 及び**会社分割** [8-07 参照] による取得という方法があります。

買収、結合、再編と M&A の違い



M&Aの手法の主な種類

I 株式の取得

通常の株式取得 (組織再編によらない)

- 対象会社以外の**第三者**からの株式取得（株式譲渡） [8-03 参照]
- 第三者割当てによる**対象会社**からの株式取得（新株発行、及び自己株式処分） [7-16 参照]

会社法の組織再編 による株式取得

- 株式交換 [8-09 参照]
- 株式移転 [8-10 参照]
- 株式交付 [8-11 参照]

II 事業の取得

通常の事業譲渡 [8-04 参照]

会社法の組織再編 による事業の取得

- 合併 [8-05・06 参照]
- 会社分割 [8-07・08 参照]

+ ONE M&Aの目的

M&Aは通常、それにより企業価値（その企業が将来生み出すキャッシュフローの割引現在価値）の増加を見込んで行われます。企業価値の増加の要因としては、複数の企業の結合によるシナジー（相乗効果）や、非効率な経営の改善などがあります。

Keyword M&A Mergers and Acquisitions の略であり、Mergers は「合併」、Acquisitions は「買収」の意味。

発起人が株式を引き受ける 発起設立

POINT

- 発起設立が、よく用いられる株式会社の設立の手続
- 発起人は払込取扱機関の口座に出資金の入金（払込み）を行う



発起設立による会社設立の手続

発起設立では、まず発起人が定款を作成し、発起人の全員が定款に署名または記名押印をすることが必要です。その後、作成された定款は、公証人による認証を受けます。

設立時に発行される株式を設立時発行株式といいます。この株式に関する事項のうち、設立時に出資される財産の価額または最低額は、認証前に定款に決めておかなければなりません。また、発行可能株式の総数も会社成立ま

でに発起人全員の同意を得て、定款に定めなければなりません。

株式と引換えに払い込まれた金額すべてが株式会社の資本金として計上されるのが原則ですが、その2分の1を超えない額は、資本準備金 [7-04参照] として計上できます。

その後、発起人が出資の履行を行い、設立時取締役などの選任を行ったあと、法務局で設立登記がなされると、株式会社が発起人が設立します。

発起人による出資の履行

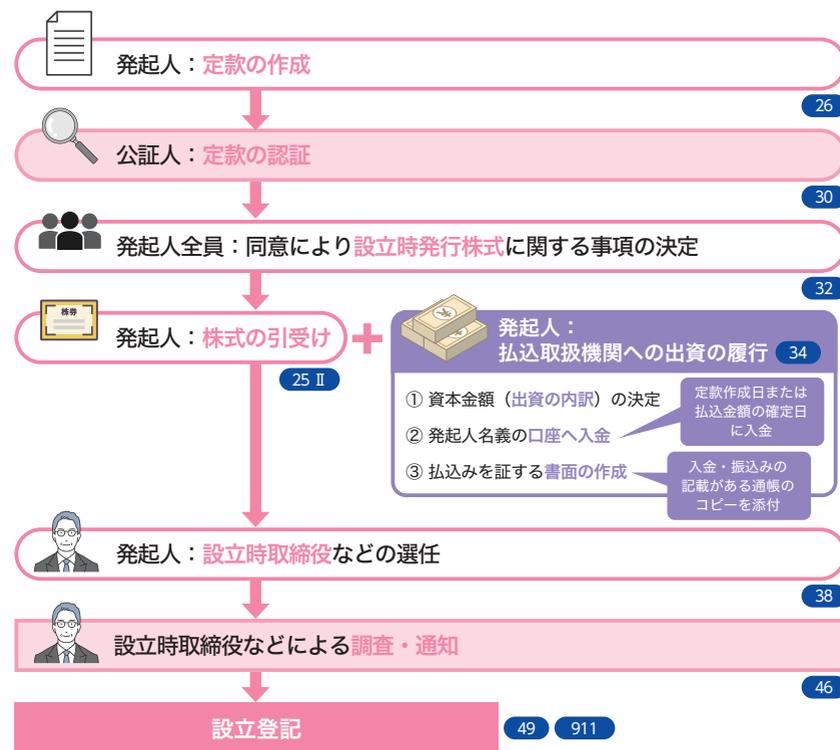
発起設立では、発起人が設立時発行株式の全部を引き受けます。発起人は引き受けた株式について、遅滞なく全額の出資（現物出資）の場合には、その全部の給付を行わなければなりません。金銭出資の場合は「払込み」、現物出資の場合は「給付」といいます。金銭出資の払込みと現物出資の給付を合わせて「出資の履行」といいます。

金銭の払込みは、発起人が定めた払

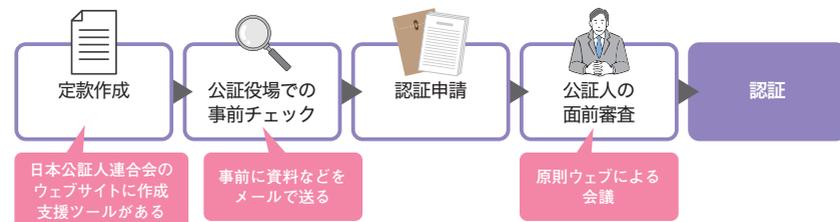
込取扱機関（銀行や信託銀行などの金融機関）の払込取扱場所で行う必要があります。これは、払込みが確実に実行されることを確保するためです。

設立登記を申請する際には、「払込みがあったことを証する書面」が必要です。これは設立時代表取締役が払込取扱機関に払い込んだ金額を証明する書面に、払込みが行われた口座の預金通帳の写し、または取引明細書などを綴じたもので足りません。

発起設立の主な流れ



定款認証の主な流れ



+ ONE スタートアップ支援のための定款認証の取組み

小規模でシンプルな形態の会社をスピーディーに設立したいという起業家のニーズに応えるため、日本公証人連合会が定款作成支援ツールを公開しています。東京や大阪などではこのツールを使って定款認証を受けようとする場合、48時間以内に定款認証手続を完了させる運用が行われています。

持分会社の種類と特徴

POINT

- 持分会社は民法上の組合に近い特徴をもつ
- 持分会社の多くは有限責任社員からなる合同会社



少人数の社員で構成される持分会社

株式会社以外の会社の形態として、持分会社 [1-04 参照] があります。持分会社は、所有と経営が分離されていない会社の形態です。株式会社は広く資本を募り、大規模な組織にすることが可能ですが、持分会社は原則、少数の**構成員（出資者）**による**小規模な組織**が想定されています。

持分会社の構成員である社員には、会社の債務について、出資額の範囲に限らず責任を負う**無限責任社員**と、出資額を限度に責任を負う**有限責任社員**があります。これにより持分会社は、無限責任社員だけからなる**合名会社**、無限責任社員と有限責任社員からなる**合**

資会社、有限責任社員だけからなる**合同会社**の3種類に分けられます。持分会社は、その種類に応じて、商号に「合名会社」「合資会社」「合同会社」の文字を用いなければなりません。

持分会社は、**社員の退社**の制度があること、**社員自身が業務執行**を行う（社員と経営が分離されていない）ことなど、株式会社より、法人格のない**民法上の組合** [民法667](#) に近い特徴もっています。

ちなみに合名会社・合資会社は、会社法の成立以前からありますが、合同会社は会社法によって新たに設けられた会社の形態です。

事業運営の意思決定が迅速にできる

株式会社と比べると、持分会社の数は多くありません。全法人のうちの比率は、株式会社が約92.4%、合名会社が約0.1%、合資会社が約0.4%、合同会社が約6.3%です。持分会社は株式会社と異なり、**会社法による規制が厳しくない**ことから、社員自身で会社の

運営や管理のルールを決めたい者にとって利点大きいといわれています。そのため、比較的少人数で事業を運営し、意思決定を迅速に行う非公開型の企業のほか、**大企業の子会社**、**投資ファンドの組織形態**として持分会社が活用されています。

持分会社の3つの種類

合名会社	合資会社	合同会社
構成員： 無限責任社員 のみ 社員全員が会社債務につき連帯して 直接無限責任 を負い、各社員が会社の 業務を執行 し会社を 代表 する	構成員： 無限責任社員 と 有限責任社員 無限責任社員は 合名会社の社員と同様の責任を負う が、有限責任社員は 出資の限度で責任を負うのみ	構成員： 有限責任社員 のみ 社員全員が合資会社の 有限責任社員と同じ責任 しか負わない。会社運営のしくみは合名会社と変わらない

持分会社の特徴と、株式会社・民法上の組合との違い

	持分会社	株式会社	民法上の組合
法人格	あり	あり	なし
構成員の責任	会社により3種類 ● 無限責任のみ ● 無限責任と有限責任 ● 有限責任のみ	有限責任	無限責任
構成員の退社 出資の払戻し	● 退社可能 ● 持分の払戻しあり	● 退社不可 ● 譲渡可能 ● 払戻しなし	● 脱退可能 ● 持分の払戻しあり
構成員の地位の譲渡	原則、ほかの社員の同意が必要	原則、自由	原則、ほかの組合員の同意が必要
所有と経営の分離	分離されていない	分離されている	分離されていない

持分会社の特徴

- ① 社員は**退社可能** [606](#) [607](#) で、退社時に持分の払戻しを受けられる [611](#)
- ② 社員の債権者は社員の**持分を差し押さえる**ことが可能 [609](#)
- ③ 社員の**地位（持分）譲渡**には原則、**ほかの社員の同意**が必要 [585](#)
- ④ 社員の地位は、基本的に**定款**の定めによって決まる
- ⑤ 社員自身が会社の業務執行を行う（**所有と経営の未分離**）
- ⑥ 社員の責任は会社により、**無限責任**の場合と**有限責任**の場合がある

合同会社の社員は有限責任